

2019年(令和元年)年10月吉日

大阪弁護士会 会員各位

春秋会幹事長 青木佳史  
政策委員長 岩本朗

## 春秋会政策シンポジウム

### 法律援助事業の現状と課題

現在、日弁連が法テラスに委託して行っている法律援助事業(少年・刑事とその他7事業\*)の財源は、国費ではなく、全会員から徴収する特別会費でまかなわれていますが、本年12月6日に開催される日弁連の臨時総会において、特別会費の徴収期間を3年間延長することが提案される予定です。

法律援助事業は、将来の国費化・公費化を目指して、それまでの間、弁護士の負担で事業を継続・展開しようとするものです。この間、少年・刑事については着実に国選化が進み、日弁連の経済的負担も減少しているものの、その他7事業についての将来像は必ずしも明確ではありません。

そこで、今回、その他7事業の最前線で実際に事案を担当している皆さんをパネリストとしてお招きし、大阪及び全国での活動状況と将来的な見通しについて、意見交換を行うことを企画しました。

是非多数ご参加下さい。

#### 記

1 日時 2019年(令和元年)11月20日(水)18時半から20時半まで

2 場所 大阪弁護士会館10階 1001号・1002号会議室

3 パネリスト

鈴木節男弁護士(生活保護分野) 原啓一郎弁護士(外国人・難民分野)

奥村昌裕弁護士(犯罪被害者分野) 細井大輔弁護士(精神障害分野)

玉野まりこ弁護士(子どもの人権分野)

4 コーディネーター

岩本朗(大阪弁護士会法律援助事業・日本司法支援センター対応委員会委員長)

#### 【参加申込】

春秋会政策シンポジウム(11月20日)に参加します。

貴名 \_\_\_\_\_ 修習期( \_\_\_\_\_ 期)

(所属会派( \_\_\_\_\_ ) / 無所属)

春秋会政策委員 村瀬謙一 宛 (FAX: 072-751-2533)

\* 犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、外国人法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助・心神喪失者等医療観察法法律援助、高齢者・障害者及びホームレスに対する法律援助